

## 建築士事務所登録事項の変更についての添付書類

変更届は2週間以内、ただし、所属建築士変更届は3ヶ月以内

※以下の場合は変更できません。

- 個人登録での、開設者の変更
  - 一級から二級、二級から一級などの等級の別
  - 個人から法人、法人から個人の変更
- } 廃業してからの新規登録

提出書類 変更事項		様式第11号 建築士事務所登録事項変更届	役員名簿 様式(別添1)	所属建築士変更事項 様式(別添2)	略歴書 様式第六号添付書類(ロ)	誓約書 様式第六号添付書類(ハ)	管理建築士免許証の写し	管理建築士講習修了証の写し	登記事項証明書(履歴事項)	定款の写し	備考
建築士事務所の所在地の変更及び事務所名の変更	個人	○	添付書類は不要								
	法人	○							○	○	
開設者の氏名の変更	個人	○				○					婚姻等による変更
会社の名称(称号)の変更	法人	○							○	○	
代表者の変更	法人	○	○		○	○			○		代表者および開設者の変更
役員の変更	法人	○	○			○			○		
管理建築士の氏名の変更		○		○	○	○					婚姻等による変更
管理建築士の変更		○		○	○	○	○	○			
所属建築士の変更		○		○							